

茨城県報

号外第124号

昭和62年11月5日

木曜日

目次

告示

●道路の区域変更(6件)(道路維持課).....	1	ページ
●都市計画の図書の縦覧(3件)(都市計画課).....	4	
●土地区画整理法に基づく換地処分(〃).....	6	
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(〃).....	6	
●土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所).....	6	
●土地改良区役員の退任(〃).....	9	

公告

●都市計画の図書の縦覧(都市計画課).....	9
-------------------------	---

告示

茨城県告示第1495号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和62年11月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和62年11月5日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 125号
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
筑波郡筑波町大字作谷字一耕地 125番1地先から	旧	最大 12.5 メートル	132.0 メートル	
		最小 11.2		
筑波郡筑波町大字作谷 字五十二耕地4014番地先まで	新	最大 12.5	132.0	迂回路の設置
		最小 11.2		
		最大 10.5		
		最小 10.5		

茨城県告示第1496号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和62年11月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年11月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦大穂線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡桜村大字柴崎字大日 67番地先から	旧	メートル 最大 37.0	メートル 236.0	
		最小 10.0		
新治郡桜村大字柴崎字万勸音 1016番15地先まで	新	最大 37.0	236.0	現道拡巾
		最小 14.0		

茨城県告示第1497号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和62年11月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和62年11月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 瓜連馬渡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡那珂町大字鴻巣字新野 774番6から 那珂郡那珂町大字菅谷字寺西 4439番1地先まで	旧	メートル 最大 24.0	メートル 1,211.0	
		最小 5.0		
那珂郡那珂町大字鴻巣字新野 774番6から 那珂郡那珂町大字菅谷字両宮 3015番25地先まで	新	最大 71.0	1,876.0	
		最小 7.0		
那珂郡那珂町大字鴻巣字新野 774番6から 那珂郡那珂町大字菅谷字両宮 3015番25地先まで	新	最大 71.0	1,876.0	
		最小 7.0		

茨城県告示第1498号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和62年11月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和62年11月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦境線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡豊里町大字手子生 字浦山1077番2地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 9.4	342.0	
		最小 7.9		
筑波郡豊里町大字手子生 字浦山1138番5地先まで	新	最大 13.5 最小 7.9	342.0	迂回路設置に伴う現道 拡巾

茨城県告示第1499号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和62年11月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和62年11月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下館筑波線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
筑波郡筑波町大字神郡字弁才天 369番3地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 8.7	99.0	
		最小 8.7		
筑波郡筑波町大字神郡字弁才天 374番3地先まで	新	最大 8.7 最小 8.7 最大 11.3 最小 8.5	99.0 136.0	迂回路

茨城県告示第1500号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和62年11月5日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和62年11月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦大洋線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡出島村大字深谷字へノ区 328番1地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 8.9	メートル 2320.0	
		最小 6.4		
新治郡出島村大字深谷字ふノ区 2934番1地先まで	新	最大 8.9	2320.0	
		最小 6.4		
		最大 42.3	2590.0	
		最小 15.0		

茨城県告示第1501号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により竜ヶ崎・牛久都市計画土地区画整理事業を変更したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和62年11月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画を変更する土地の区域

茨城県竜ヶ崎市

貝原塚町字後谷、中島、町田、新宿、白蔵寺、大井戸、長昌寺、向宿、宿下、松原、坊口、
上山田、上山、堂下、山壽、南原田、寺向、南谷、山寄台、大藤、中里、塚下、
屋敷、前清水、清水、谷頭、鶴巻、十三塚、清水下、鳴鳥、貝原塚

羽原町字十三佛、下河内代、堀米、北大藤、道原、南大藤、鹿島原、東台、南三島、北三
島、中内

八代町字原、諏訪脇、諏訪後、諏訪台、中道、二ツ堂後、城ノ内、天神前、南台、二つ堂、
天久保、大道、西方前、西方、寺久保、寺谷津、新屋敷、坂ノ下、新屋敷台、後
久保、東台、東前、西谷、稲塚台、東谷津、小谷津、里入、尾坪台、向原、白羽
根、塙

長峰町字大峰, 根道地, 根道地後久保, 瘦峰, 才ノ谷, 才ノ谷上, 宿二谷, 宿, 宿一ノ谷,
西坪, 東坪, 龍ヶ井, 根道地中久保, 根道地前久保, 根道地久保

2 縦覧場所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1502号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により竜ヶ崎・牛久都市計画公園を変更したので, 同法第20条第1項の規定により告示し, 同条第2項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和62年11月5日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

4・4・002 龍ヶ岡公園

竜ヶ崎市貝原塚町字清水, 字前清水, 字中里, 字塚下, 字屋敷, 字谷ツ頭,
字大藤, 字山崎台, 字北三島

羽原町字諏訪脇

2 縦覧場所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1503号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により竜ヶ崎・牛久都市計画道路を変更したので, 同法第20条第1項の規定により告示し, 同条第2項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和62年11月5日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

3・4・28 龍ヶ岡2号線

貝原塚町字長昌寺, 字向宿, 字坊口, 字上山田, 字上山, 字山崎の各一部

3・4・29 龍ヶ岡3号線

八代町, 字尾坪台, 字里入

長峰町字根道地, 字大峯, 字瘦峰, 字宿, 字宿二ノ谷, 字宿一ノ谷, 字竜ヶ井の各一部

3・4・43 龍ヶ岡4号線

八代町字東谷津の一部

長峰町字才ノ谷上, 字瘦峰の各一部

2 縦覧場所 茨城県土木部都市計画課

茨城県告示第1504号

鹿島町施行の鹿島臨海都市計画鹿島神宮駅周辺土地区画整理事業については、換地処分があったので土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定により、告示する。

昭和62年11月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1505号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第2項の規定に基づき東組第1工区の1土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

昭和62年11月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

職 名	氏 名	住 所
理 事 長	宇 野 清 朗	常陸太田市島町2531番地
副理事長	小 園 井 勝 義	那珂郡那珂町大字堤104番地の1
理 事	小 園 井 愛 子	那珂郡那珂町菅谷堤250番地
理 事	小 沢 と き	那珂郡那珂町大字菅谷2570番地の1
理 事	中 村 昇 次	那珂郡那珂町大字菅谷781番地

茨城県告示第1506号

行方郡北浦村大字山田に事務所を置く武田土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年11月5日

茨城県銚田土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡北浦村大字次木67	理 事	塙 孝 造	
” ” ” 574	”	伊勢山 廸 男	
” ” ” 80-1	”	金 山 栄 伸	
” ” ” 818	”	塙 浩	
” ” 大字両宿91	”	内 田 泰 山	
” ” ” 377	”	額 賀 林 栄	
” ” ” 693-2	”	宮 内 光 禧	
” ” ” 660	”	六 笠 弥	
” ” 大字内宿1634	”	近 藤 守 夫	

行方郡北浦村大字内宿979	理 事	清 水 浩 衛
“ “ “ 635	“	柳 町 文 雄
“ “ 大字成田496	“	桂 木 甫 房
“ “ “ 950	“	久 米 勇之助
“ “ 大字内宿1352	“	出久根 一 雄
“ “ 大字両宿34— 1	“	鈴 木 秀 夫
“ “ 大字小貫359— 4	監 事	有 馬 一 郎
“ “ 大字内宿910— 1	“	武 内 昭
“ “ 大字成田581	“	成 田 嘉 一

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡北浦村大字次木67	理 事	塙 孝 造	
“ “ “ 574	“	伊勢山 勉 男	
“ “ “ 80— 1	“	金 山 榮 伸	
“ “ “ 818	“	塙 浩	
“ “ “ 97	“	塙 四 郎	
“ “ 大字両宿91	“	内 田 泰 山	
“ “ “ 377	“	額 賀 林 榮	
“ “ “ 693— 2	“	宮 内 光 禧	
“ “ “ 34— 1	“	鈴 木 秀 夫	
“ “ 大字内宿979	“	清 水 浩 衛	
“ “ “ 635	“	柳 町 文 雄	
“ “ “ 1182	“	藤 枝 芳 夫	
“ “ 大字成田496	“	桂 木 甫 房	
“ “ “ 846	“	成 田 豊	
“ “ 大字内宿1357	“	久 米 一 雄	
“ “ 大字小貫359— 4	監 事	有 馬 一 郎	
“ “ 大字内宿910— 1	“	武 内 昭	
“ “ 大字成田581	“	成 田 嘉 一	

茨城県告示第1507号

行方郡牛堀町大字牛堀703の1に事務所を置く大台前谷土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同法第17項の規定により公示する。

昭和62年11月5日

茨城県鉾田土地改良事務所長 黒 澤 重 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡牛堀町大字上戸234	理 事	鴫 田 義 人	
〃 〃 〃 30	〃	前 島 清	
〃 〃 〃 88の2	〃	石 田 實	
〃 〃 〃 297	〃	箕 輪 敏 男	
〃 〃 〃 45	〃	堀 井 武	
〃 〃 大字牛堀338	〃	前 島 哲 也	
〃 〃 大字堀之内62	〃	山 本 熊 藏	
〃 〃 〃 892	〃	実 川 貞 夫	
〃 〃 〃 1672	〃	下河辺 勝 藏	
〃 〃 〃 1757	〃	石 神 源 一	
〃 〃 〃 1526	〃	鬼 沢 功 右	
〃 〃 大字島須30	〃	茂 木 徳 雄	
〃 〃 〃 848	〃	小 沼 伊 三	
〃 〃 〃 20	〃	前 島 喜 一	
〃 〃 〃 644の2	〃	前 島 晴 一	
〃 〃 大字永山571の1	〃	浅 野 操	
〃 〃 〃 870	監 事	永 峯 貞 夫	
〃 〃 大字島須1の1	〃	前 島 光 榮	
〃 〃 大字牛堀77	〃	坂 本 正 夫	
〃 〃 大字上戸38	〃	鴫 田 義 夫	
〃 〃 大字堀之内924	〃	橋 本 孫三郎	

2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡牛堀町大字堀之内892	理 事	実 川 貞 夫	
〃 〃 大字島須644の2	〃	前 島 晴 一	
〃 〃 大字上戸88の2	〃	石 田 實	
〃 〃 大字堀之内1672	〃	下河辺 勝 藏	

行方郡牛堀町大字堀之内1757の2	理 事	石 神 源 一
“ “ 大字上戸245の1	“	茂 木 覚 治
“ “ 大字島須 3	“	生井澤 由 夫
“ “ “ 19	“	窪 谷 茂
“ “ 大字永山832	“	薄 井 博
“ “ 大字上戸 1	“	前 島 浩
“ “ 大字牛堀338	“	前 島 哲 也
“ “ 大字永山870	監 事	永 峯 貞 夫
“ “ 大字牛堀77	“	坂 本 正 夫
“ “ 大字堀之内924	“	橋 本 孫三郎

茨城県告示第1508号

西茨城郡友部町中央三丁目2一1に事務所を置く友部町土地改良区から、次のとおり役員が退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

昭和62年11月5日

茨城県水戸土地改良事務所長 高 橋 直

退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
西茨城郡友部町南友部636	理 事	須 藤 幸 雄	

公 告

●都市計画の図書の縦覧

岩井市・境都市計画下水道の変更に伴い、岩井市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和62年11月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 都市計画を変更する土地の区域

岩井市大字岩井字佐土ヶ島、字百駄山、字板ノ下、大字下出島字古山前、字西、字南、大字中里字六地藏久保、字セウシ塚、大字小泉字新田原、大字大谷口字西原、大字矢作字初崎、字原字天神前、字天神脇、大字小山字栗の木下、大字辺田字前天神、字天神前、字きじ内脇、字きじ内、字宅地附、字宅地脇、字大六天、字太子前、字前天神、字大門前、字ハサマ下、字向地下、字八白目、字中西前、字山崎前、字三本松、字新原、字入田、字西ノ前、字池ノ窪

2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
休日の場合は線下発行 (金 2,000円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)